

独立行政法人国立美術館運営委員会規則

制 定 平成13年4月2日

国立美術館規則 第 3 号

[一部改正：平成15年4月21日 国立美術館規則第3号]

[一部改正：平成18年3月31日 国立美術館規則第4号]

[一部改正：平成18年6月30日 国立美術館規則第39号]

[一部改正：平成19年11月9日 国立美術館規則第11号]

(総則)

第1条 独立行政法人国立美術館組織規則(独立行政法人国立美術館規則第1号)第25条第4項に基づき、独立行政法人国立美術館運営委員会(以下「運営委員会」という。)の組織及び運営に関しては、この規則の定めるところによる。

(運営委員)

第2条 運営委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 運営委員に欠員が生じた場合の補欠運営委員の任期は、前任者の在任期間とする。

3 運営委員は、非常勤とする。

(会長及び副会長)

第3条 運営委員会に会長及び副会長1人を置き、運営委員が互選する。

2 会長は、運営委員会の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理し、会長が欠けたときは、その職務を行う。

4 会長及び副会長の任期は、それぞれ2年とする。

5 会長及び副会長が欠けた場合における後任の会長及び副会長の任期は、それぞれ前任者の残任期間とする。

(会議)

第4条 運営委員会の会議は、会長が必要と認めたととき、又は運営委員の過半数の要求があったときに、会長が招集する。

2 運営委員会は、運営委員の過半数が出席しなければ議事を開き、議決をすることができない。

3 運営委員会の議事は、出席した運営委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は会議の議長となり、議事を整理する。

(説明の要求等)

第5条 運営委員会は、独立行政法人国立美術館の職員に対し、説明又は意見の開陳若しくは資料の提出を求めることができる。

2 理事長は、運営委員会に出席して意見を述べ、又は独立行政法人国立美術館の職員をして意見を述べさせることができる。

(庶務)

第6条 運営委員会の庶務は、事務局総務担当室において処理する。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、運営委員会の議事に関し必要な事項は運営委員会の議を経て、理事長が定める。

附 則

1 この規程は、平成13年4月2日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

2 この規程の施行日以降、最初の運営委員に係る任期は第2条の規定にかかわらず、平成15年3

月31日までとする。

附 則

この改正規則は、平成15年4月21日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年11月9日から施行し、平成19年8月1日から適用する。